

令和5年梅雨前線による大雨災害（令和5年7月12日からの大雨による災害）に係る災害復旧工事における現場代理人の兼務の取扱いについて

建設工事における現場代理人の兼務の取扱いについて、令和5年梅雨前線による大雨災害（令和5年7月12日からの大雨による災害）（以下、「同災害」という。）の早期復旧を円滑に行うための特例の施工確保対策として、同災害に係る災害復旧工事（以下、「同復旧工事」という。）に限り、下記のとおり取扱いします。

内容

1. 現場代理人として兼務可能な工事の契約額及び契約額の合計額、件数の上限について

（1）契約額

4,000万円以上の工事も可能とします。（同復旧工事の場合は入札公告等に明記します。）

（2）契約額の合計

通常の兼務可能な契約合計額は8,000万円未満であるところ、同復旧工事はその合計額に含めないものとします。

（3）件数の上限

同復旧工事を含む場合は5件まで（同復旧工事以外の工事は3件まで）とします。

2. 現場代理人として兼務可能な工事件数の数え方の特例について

同一河川または同一路線内で近接した複数の同復旧工事について、入札行為を合併し、一つの入札で同一の者に落札させる入札（合併入札（合冊による発注））が行われた場合に限り、当該入札に係る複数の工事に同一の現場代理人を配置し、一括して1件として数えることができます。

3. 適用期間

本通知の適用は令和7年3月31日までとする。

※留意事項

（1）この特例措置における「同復旧工事」とは、「令和5年梅雨前線による大雨災害（令和5年7月12日からの大雨による災害）に係る災害復旧工事」であり、その他の災害復旧工事は通常の工事と同様の取扱いとします。

（2）兼務する工事に津幡町発注工事以外が含まれる場合、その発注機関の承認も受けること。

（3）本通知に記載した以外の兼務要件等については、通常どおりの取扱いとします。

（4）主任技術者や監理技術者の兼務に関する取扱いについては、通常どおりの取扱いとします。